

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 国民年金部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年3月17日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年3月23日（月）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）の作成及び発送

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用紙の紙質) _____

(用紙の名称) _____

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書

件名	国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）の作成及び発送
紙質	上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること。（入手が困難な場合を除く。）
用紙地色	白色
刷色	片面刷：表2色（墨、赤）
サイズ	A4（縦297mm×横210mm）
製本	－
梱包	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100枚ごとに製品の前後に厚紙等であて紙をしたうえで帯封をし、年金事務所ごとにクラフト紙で梱包すること（複数梱包可）。梱包単位に満たない端数が有る場合は、その端数を1梱包とすること。 ・ また、梱包した帳票を、配付する事務センターごとにA式のダンボールに箱詰めすること（事務センターごとの仕分けについては、別添1数量内訳（事務センター別納品数量）のとおり。複数梱包可）。 ・ 形状以外のダンボール箱の仕様については、別添2ダンボール箱等仕様書のとおり。 <p>※ 製品は機械処理にて印字及び封筒へ封入するため、折れ曲がりがあると作業に支障をきたすことから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。</p> <p>※ クラフト梱包した外側上面に印刷物の見本を貼付し、外側下面に帳票名称、年金事務所名、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</p> <p>※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること。（生産されていない場合は除く。）</p> <p>※ 事務センターごとに仕分けした箱の外側2側面に、帳票名称、事務センター名、製造年月日及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。</p>
数量	計 186,300 枚 ※ 内訳は別添1数量内訳（年金事務所別）のとおり。
納期	令和8年6月10日（水曜日）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（全国15か所。別添3納入場所一覧参照。）

その他

- ・ 本委託業務の主体的部分に係る再委託は禁止する。本委託業務の主体的部分は、印刷、加工、梱包の工程とする。運送については、主体的部分を除く一部分として再委託を認める業務とする。
- ・ 当該帳票はインサータプリンタ（RICOH P6030M）によりシステム印字を行うため、帳票印刷に使用するインク等は耐熱性（耐熱温度172度以上）を有し、システム印字時に変性・剥落することがないものを用いること（速結インク・蒸発乾燥用インク・低温固着インク・沈殿乾燥用インク・浸透乾燥用インク・大豆インクは使用不可とする）。
- ・ 印刷内容は、別添4見本を参照すること。（印刷内容の詳細は業者決定後連絡する。）
- ・ 印刷内容は、年金事務所ごとに差替印刷となる（最大309版。差し替え内容は別添5記載事項一覧のとおり）。年金事務所ごとの作成数量は別添1のとおり。
- ・ 正式な原稿は、業者決定後に紙媒体及び電子媒体（セキュアUSBメモリ）で提供する。
- ・ 印刷原稿は機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること。
- ・ 校正原稿は紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること。なお、当該帳票はシステム印字を行うため、版下は機構が引き渡した電子データの位置とずれることがないように作成すること。
- ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）
 - ① 作成年月（西暦下2ケタ+月2ケタ）
 - ② 担当部署番号（4ケタ）
 - ③ 通番（3ケタ）
 - ④ 業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。
- ・ 校了後、印字テストを行うため、別途指定する年金事務所5カ所の試作品をそれぞれ10枚（計50枚）を下記校正担当に提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には2週間程度要する。）
- ・ 納品時に印刷用版下データ（テキストデータを識別できるPDFに変換したもの）を日本年金機構が指定する電子媒体で納品すること。
- ・ 納品時に、製品サンプルを年金事務所ごとに1枚ずつ下記校正担当に納品すること。
- ・ 納品後5営業日以内に、納品先が成果物を受領したことを証明する旨の受領書等（受領証（様式任意）を受託事業者にて作成のうえ納品先担当者へ提示し受領印を受けること。または、納品先が受領したことがわかる伝票等の写し。または、運送会社の追跡番号等と追跡結果が分かるもの。なお、いずれの場合も、納品個数が確認できること。）を、日本年金

	<p>機構へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。・ 仕様書に関して質問がある場合は令和8年3月10日（火）17時00分までに「質問書」（任意形式）により、下記校正担当あてにFAXにて提出すること（FAX 送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和8年3月13日（金）までに行う予定。・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 国民年金部国民年金業務グループ 電話番号：03-5344-1100（内線：3343） 担当：稲田・永山・田辺 FAX番号：03-6892-0758</p>

(別添1) 数量内訳 (年金事務所別)

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
1	0101	札幌東	北海道事務センター	1,100	11
2	0103	札幌西	北海道事務センター	600	6
3	0105	函館	北海道事務センター	400	4
4	0107	旭川	北海道事務センター	500	5
5	0109	釧路	北海道事務センター	500	5
6	0111	岩見沢	北海道事務センター	100	1
7	0113	室蘭	北海道事務センター	100	1
8	0115	小樽	北海道事務センター	200	2
9	0117	北見	北海道事務センター	400	4
10	0119	帯広	北海道事務センター	300	3
11	0121	砂川	北海道事務センター	100	1
12	0123	稚内	北海道事務センター	200	2
13	0125	留萌	北海道事務センター	100	1
14	0127	苫小牧	北海道事務センター	300	3
15	0129	札幌北	北海道事務センター	900	9
16	0131	新さっぽろ	北海道事務センター	500	5
17	0201	青森	仙台広域事務センター	300	3
18	0203	八戸	仙台広域事務センター	400	4
19	0205	弘前	仙台広域事務センター	500	5
20	0207	むつ	仙台広域事務センター	100	1
21	0301	盛岡	仙台広域事務センター	500	5
22	0303	一関	仙台広域事務センター	200	2
23	0305	宮古	仙台広域事務センター	100	1
24	0307	二戸	仙台広域事務センター	100	1
25	0309	花巻	仙台広域事務センター	200	2
26	0401	仙台南	仙台広域事務センター	700	7
27	0403	仙台北	仙台広域事務センター	600	6
28	0405	石巻	仙台広域事務センター	300	3
29	0407	古川	仙台広域事務センター	400	4
30	0409	仙台東	仙台広域事務センター	400	4
31	0411	大河原	仙台広域事務センター	200	2
32	0501	秋田	仙台広域事務センター	300	3
33	0503	鷹巣	仙台広域事務センター	100	1
34	0505	大曲	仙台広域事務センター	200	2
35	0507	本荘	仙台広域事務センター	100	1
36	0601	山形	仙台広域事務センター	300	3
37	0603	鶴岡	仙台広域事務センター	200	2
38	0605	米沢	仙台広域事務センター	200	2
39	0607	新庄	仙台広域事務センター	100	1
40	0609	寒河江	仙台広域事務センター	100	1
41	0701	東北福島	仙台広域事務センター	300	3
42	0703	平	仙台広域事務センター	400	4
43	0705	郡山	仙台広域事務センター	400	4
44	0707	会津若松	仙台広域事務センター	200	2
45	0709	相馬	仙台広域事務センター	100	1
46	0711	白河	仙台広域事務センター	100	1
47	0801	水戸南	埼玉広域事務センター	800	8
48	0803	土浦	埼玉広域事務センター	1,600	16
49	0805	日立	埼玉広域事務センター	300	3
50	0807	下館	埼玉広域事務センター	800	8
51	0809	水戸北	埼玉広域事務センター	800	8
52	0901	宇都宮西	高崎広域事務センター	900	9

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
53	0903	栃木	高崎広域事務センター	900	9
54	0905	大田原	高崎広域事務センター	400	4
55	0907	今市	高崎広域事務センター	100	1
56	0909	宇都宮東	高崎広域事務センター	300	3
57	1001	前橋	高崎広域事務センター	800	8
58	1003	桐生	高崎広域事務センター	200	2
59	1005	高崎	高崎広域事務センター	800	8
60	1007	渋川	高崎広域事務センター	300	3
61	1009	太田	高崎広域事務センター	600	6
62	1101	浦和	埼玉広域事務センター	3,400	34
63	1103	熊谷	埼玉広域事務センター	1,100	11
64	1105	川越	埼玉広域事務センター	2,300	23
65	1107	大宮	埼玉広域事務センター	2,400	24
66	1109	春日部	埼玉広域事務センター	1,300	13
67	1111	秩父	埼玉広域事務センター	100	1
68	1113	所沢	埼玉広域事務センター	1,700	17
69	1115	越谷	埼玉広域事務センター	1,600	16
70	1201	千葉	東京広域事務センター	1,300	13
71	1203	船橋	東京広域事務センター	1,500	15
72	1205	木更津	東京広域事務センター	800	8
73	1207	佐原	東京広域事務センター	500	5
74	1209	松戸	東京広域事務センター	1,900	19
75	1211	幕張	東京広域事務センター	1,400	14
76	1213	市川	東京広域事務センター	1,200	12
77	2113	千代田	東京広域事務センター	100	1
78	2117	港	東京広域事務センター	1,100	11
79	2121	中央	東京広域事務センター	600	6
80	2123	上野	東京広域事務センター	500	5
81	2125	文京	東京広域事務センター	200	2
82	2127	足立	東京広域事務センター	1,800	18
83	2129	江東	東京広域事務センター	1,000	10
84	2131	江戸川	東京広域事務センター	2,000	20
85	2133	墨田	東京広域事務センター	700	7
86	2135	葛飾	東京広域事務センター	1,100	11
87	2137	板橋	東京広域事務センター	1,200	12
88	2139	池袋	東京広域事務センター	800	8
89	2141	新宿	東京広域事務センター	1,200	12
90	2143	杉並	東京広域事務センター	1,100	11
91	2145	渋谷	東京広域事務センター	1,000	10
92	2147	世田谷	東京広域事務センター	2,100	21
93	2149	品川	東京広域事務センター	1,000	10
94	2151	大田	東京広域事務センター	1,400	14
95	2153	立川	東京広域事務センター	1,800	18
96	2155	武蔵野	東京広域事務センター	1,900	19
97	2159	八王子	東京広域事務センター	1,700	17
98	2161	練馬	東京広域事務センター	1,500	15
99	2163	目黒	東京広域事務センター	1,000	10
100	2165	荒川	東京広域事務センター	400	4
101	2167	北	東京広域事務センター	600	6
102	2169	中野	東京広域事務センター	900	9
103	2171	府中	東京広域事務センター	1,600	16
104	2173	青梅	東京広域事務センター	700	7
105	3101	鶴見	神奈川事務センター	900	9

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
106	3103	横浜中	神奈川事務センター	600	6
107	3105	横浜南	神奈川事務センター	1,100	11
108	3107	港北	神奈川事務センター	1,800	18
109	3109	横浜西	神奈川事務センター	1,600	16
110	3111	川崎	神奈川事務センター	1,100	11
111	3113	平塚	神奈川事務センター	1,000	10
112	3115	相模原	神奈川事務センター	1,500	15
113	3117	小田原	神奈川事務センター	600	6
114	3119	横須賀	神奈川事務センター	900	9
115	3121	高津	神奈川事務センター	2,000	20
116	3123	厚木	神奈川事務センター	1,200	12
117	3125	藤沢	神奈川事務センター	1,900	19
118	3201	新潟西	埼玉広域事務センター	300	3
119	3203	長岡	埼玉広域事務センター	300	3
120	3205	上越	埼玉広域事務センター	200	2
121	3207	三条	埼玉広域事務センター	200	2
122	3209	新発田	埼玉広域事務センター	200	2
123	3211	柏崎	埼玉広域事務センター	100	1
124	3213	新潟東	埼玉広域事務センター	400	4
125	3215	六日町	埼玉広域事務センター	100	1
126	3301	富山	金沢広域事務センター	600	6
127	3303	高岡	金沢広域事務センター	400	4
128	3305	魚津	金沢広域事務センター	100	1
129	3307	砺波	金沢広域事務センター	100	1
130	3401	金沢北	金沢広域事務センター	1,000	10
131	3403	七尾	金沢広域事務センター	100	1
132	3405	小松	金沢広域事務センター	300	3
133	3407	金沢南	金沢広域事務センター	200	2
134	3501	福井	大阪広域事務センター	500	5
135	3503	敦賀	大阪広域事務センター	200	2
136	3505	武生	大阪広域事務センター	200	2
137	3601	甲府	東京広域事務センター	400	4
138	3603	大月	東京広域事務センター	200	2
139	3605	竜王	東京広域事務センター	400	4
140	3701	長野南	埼玉広域事務センター	500	5
141	3703	岡谷	埼玉広域事務センター	200	2
142	3705	飯田	埼玉広域事務センター	200	2
143	3707	松本	埼玉広域事務センター	500	5
144	3709	小諸	埼玉広域事務センター	600	6
145	3711	伊那	埼玉広域事務センター	300	3
146	3801	岐阜南	名古屋広域事務センター	400	4
147	3803	多治見	名古屋広域事務センター	300	3
148	3805	大垣	名古屋広域事務センター	400	4
149	3807	高山	名古屋広域事務センター	100	1
150	3809	美濃加茂	名古屋広域事務センター	400	4
151	3811	岐阜北	名古屋広域事務センター	700	7
152	3901	静岡	名古屋広域事務センター	600	6
153	3903	浜松東	名古屋広域事務センター	400	4
154	3905	浜松西	名古屋広域事務センター	900	9
155	3907	沼津	名古屋広域事務センター	600	6
156	3909	島田	名古屋広域事務センター	400	4
157	3911	富士	名古屋広域事務センター	600	6
158	3913	清水	名古屋広域事務センター	300	3

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
159	3915	三島	名古屋広域事務センター	600	6
160	3917	掛川	名古屋広域事務センター	300	3
161	4101	大手前	大阪広域事務センター	600	6
162	4103	堀江	大阪広域事務センター	500	5
163	4105	市岡	大阪広域事務センター	300	3
164	4107	天満	大阪広域事務センター	400	4
165	4109	淀川	大阪広域事務センター	700	7
166	4111	今里	大阪広域事務センター	500	5
167	4113	福島	大阪広域事務センター	300	3
168	4115	城東	大阪広域事務センター	900	9
169	4117	天王寺	大阪広域事務センター	1,500	15
170	4119	難波	大阪広域事務センター	300	3
171	4121	玉出	大阪広域事務センター	900	9
172	4123	八尾	大阪広域事務センター	500	5
173	4125	枚方	大阪広域事務センター	1,100	11
174	4127	豊中	大阪広域事務センター	1,200	12
175	4129	平野	大阪広域事務センター	600	6
176	4131	貝塚	大阪広域事務センター	800	8
177	4133	堺東	大阪広域事務センター	1,400	14
178	4135	東大阪	大阪広域事務センター	900	9
179	4137	吹田	大阪広域事務センター	2,000	20
180	4139	守口	大阪広域事務センター	600	6
181	4141	堺西	大阪広域事務センター	500	5
182	4201	三宮	兵庫事務センター	300	3
183	4203	須磨	兵庫事務センター	800	8
184	4205	東灘	兵庫事務センター	500	5
185	4207	兵庫	兵庫事務センター	500	5
186	4209	尼崎	兵庫事務センター	1,500	15
187	4211	姫路	兵庫事務センター	1,100	11
188	4213	明石	兵庫事務センター	700	7
189	4215	豊岡	兵庫事務センター	200	2
190	4217	西宮	兵庫事務センター	1,800	18
191	4219	加古川	兵庫事務センター	600	6
192	5101	大曾根	名古屋広域事務センター	900	9
193	5103	鶴舞	名古屋広域事務センター	400	4
194	5105	笠寺	名古屋広域事務センター	700	7
195	5107	中村	名古屋広域事務センター	800	8
196	5109	熱田	名古屋広域事務センター	800	8
197	5111	昭和	名古屋広域事務センター	600	6
198	5113	名古屋北	名古屋広域事務センター	1,100	11
199	5115	名古屋西	名古屋広域事務センター	700	7
200	5117	豊橋	名古屋広域事務センター	700	7
201	5119	一宮	名古屋広域事務センター	1,000	10
202	5121	岡崎	名古屋広域事務センター	500	5
203	5123	半田	名古屋広域事務センター	1,100	11
204	5125	刈谷	名古屋広域事務センター	900	9
205	5127	瀬戸	名古屋広域事務センター	400	4
206	5129	豊田	名古屋広域事務センター	700	7
207	5131	豊川	名古屋広域事務センター	200	2
208	5201	津	名古屋広域事務センター	900	9
209	5203	四日市	名古屋広域事務センター	900	9
210	5205	松阪	名古屋広域事務センター	200	2
211	5207	尾鷲	名古屋広域事務センター	100	1

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
212	5209	伊勢	名古屋広域事務センター	300	3
213	5301	大津	大阪広域事務センター	500	5
214	5303	彦根	大阪広域事務センター	500	5
215	5305	草津	大阪広域事務センター	900	9
216	5401	上京	京都事務センター	500	5
217	5403	中京	京都事務センター	500	5
218	5405	下京	京都事務センター	300	3
219	5407	京都南	京都事務センター	1,300	13
220	5409	京都西	京都事務センター	800	8
221	5411	舞鶴	京都事務センター	300	3
222	5501	奈良	大阪広域事務センター	1,100	11
223	5503	大和高田	大阪広域事務センター	400	4
224	5505	桜井	大阪広域事務センター	400	4
225	5601	和歌山東	大阪広域事務センター	600	6
226	5603	田辺	大阪広域事務センター	300	3
227	5605	和歌山西	大阪広域事務センター	100	1
228	5701	鳥取	岡山広域事務センター	200	2
229	5703	米子	岡山広域事務センター	200	2
230	5705	倉吉	岡山広域事務センター	100	1
231	5801	松江	岡山広域事務センター	300	3
232	5803	浜田	岡山広域事務センター	100	1
233	5805	出雲	岡山広域事務センター	200	2
234	5901	岡山西	岡山広域事務センター	1,000	10
235	5903	倉敷東	岡山広域事務センター	700	7
236	5905	津山	岡山広域事務センター	200	2
237	5907	高梁	岡山広域事務センター	100	1
238	5909	岡山東	岡山広域事務センター	100	1
239	5911	倉敷西	岡山広域事務センター	100	1
240	6001	広島東	広島広域事務センター	600	6
241	6003	広島西	広島広域事務センター	500	5
242	6005	福山	広島広域事務センター	500	5
243	6007	呉	広島広域事務センター	400	4
244	6009	三原	広島広域事務センター	200	2
245	6011	三次	広島広域事務センター	100	1
246	6013	広島南	広島広域事務センター	600	6
247	6015	備後府中	広島広域事務センター	100	1
248	6101	山口	広島広域事務センター	300	3
249	6103	下関	広島広域事務センター	200	2
250	6105	徳山	広島広域事務センター	300	3
251	6107	宇部	広島広域事務センター	300	3
252	6109	岩国	広島広域事務センター	200	2
253	6111	萩	広島広域事務センター	100	1
254	7101	徳島北	高松広域事務センター	500	5
255	7103	阿波半田	高松広域事務センター	100	1
256	7105	徳島南	高松広域事務センター	100	1
257	7201	高松東	高松広域事務センター	100	1
258	7203	高松西	高松広域事務センター	600	6
259	7205	善通寺	高松広域事務センター	300	3
260	7301	松山西	高松広域事務センター	200	2
261	7303	今治	高松広域事務センター	200	2
262	7305	宇和島	高松広域事務センター	200	2
263	7307	松山東	高松広域事務センター	500	5
264	7309	新居浜	高松広域事務センター	300	3

項番	事務所コード	年金事務所名	管轄JC名	調達予定枚数	帯数
265	7403	幡多	高松広域事務センター	100	1
266	7407	南国	高松広域事務センター	100	1
267	7409	高知西	高松広域事務センター	300	3
268	7501	博多	福岡広域事務センター	500	5
269	7503	中福岡	福岡広域事務センター	500	5
270	7505	南福岡	福岡広域事務センター	1,600	16
271	7507	小倉北	福岡広域事務センター	400	4
272	7509	久留米	福岡広域事務センター	1,000	10
273	7511	直方	福岡広域事務センター	400	4
274	7513	八幡	福岡広域事務センター	700	7
275	7515	大牟田	福岡広域事務センター	200	2
276	7517	東福岡	福岡広域事務センター	1,100	11
277	7519	小倉南	福岡広域事務センター	400	4
278	7521	西福岡	福岡広域事務センター	1,200	12
279	7601	佐賀	福岡広域事務センター	500	5
280	7603	唐津	福岡広域事務センター	200	2
281	7605	武雄	福岡広域事務センター	200	2
282	7701	長崎南	福岡広域事務センター	700	7
283	7705	佐世保	福岡広域事務センター	300	3
284	7707	諫早	福岡広域事務センター	400	4
285	7801	熊本東	福岡広域事務センター	300	3
286	7803	熊本西	福岡広域事務センター	1,500	15
287	7805	八代	福岡広域事務センター	300	3
288	7807	本渡	福岡広域事務センター	100	1
289	7809	玉名	福岡広域事務センター	200	2
290	7901	大分	福岡広域事務センター	500	5
291	7903	別府	福岡広域事務センター	300	3
292	7905	佐伯	福岡広域事務センター	100	1
293	7907	日田	福岡広域事務センター	100	1
294	8001	宮崎	福岡広域事務センター	500	5
295	8003	延岡	福岡広域事務センター	200	2
296	8005	都城	福岡広域事務センター	200	2
297	8007	高鍋	福岡広域事務センター	100	1
298	8101	鹿児島南	福岡広域事務センター	100	1
299	8103	川内	福岡広域事務センター	100	1
300	8105	鹿屋	福岡広域事務センター	200	2
301	8107	奄美大島	福岡広域事務センター	100	1
302	8109	鹿児島北	福岡広域事務センター	900	9
303	8111	加治木	福岡広域事務センター	200	2
304	8201	那覇	福岡広域事務センター	800	8
305	8203	コザ	福岡広域事務センター	800	8
306	8205	名護	福岡広域事務センター	200	2
307	8207	平良	福岡広域事務センター	100	1
308	8209	石垣	福岡広域事務センター	100	1
309	8211	浦添	福岡広域事務センター	300	3
合計				186,300	1,863

(別添1) 数量内訳 (事務センター別納品数量)

項番	管轄JC名	事務所数	調達予定枚数	帯数
1	北海道事務センター	16	6,300	63
2	仙台広域事務センター	30	8,100	81
3	高崎広域事務センター	10	5,300	53
4	埼玉広域事務センター	27	22,300	223
5	東京広域事務センター	38	40,600	406
6	神奈川事務センター	13	16,200	162
7	金沢広域事務センター	8	2,800	28
8	名古屋広域事務センター	36	20,900	209
9	京都事務センター	6	3,700	37
10	大阪広域事務センター	33	22,200	222
11	兵庫事務センター	10	8,000	80
12	岡山広域事務センター	12	3,300	33
13	広島広域事務センター	14	4,400	44
14	高松広域事務センター	14	3,600	36
15	福岡広域事務センター	42	18,600	186
		309	186,300	1,863

ダンボール箱等仕様書

作成単位が「箱」である帳票等を梱包するダンボール箱については、次の仕様に従って作成すること。

また、作成単位が「箱」以外の帳票等であっても、納品に際してダンボール箱で梱包し納品する帳票等は、ビニール包装して、この仕様書に沿ったダンボール箱を使用すること。納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのない様留意すること。

サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール箱のサイズは帳票の製品サイズに対し、各辺約10mm加算した内寸とする。 	<p>(例)</p> <p>16インチ×13インチ×7インチ3/4の帳票</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓ ↓</p> <p>417mm×341mm×207mmの内寸 (各辺約10mmプラス)</p>
材質	<p>(基準材質)</p> <ul style="list-style-type: none"> Kライト-K6 220g/m² 中芯: SCP180g/m² 	<p>材質については、左に挙げた材質を基準に、それ以上の強度が得られる材質に用いること。</p>
ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 箱の2面に右の内容を示したラベルを必ず貼る。 (箱の側面に貼ること。) <p style="text-align: center;">(A > B) であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きさ 貼付け面面積2分の1以上の大きさとし、利用できる最大の文字サイズを利用すること。 	<p>(ラベル内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物品番号 ② 帳票名 ③ 課所コード・拠点名 (記名入帳票のみ) ④ 数量 ⑤ 製造業者名 ⑥ 製造年月 <p>(目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ラベルの大きさはB列5判程度 文字サイズは30～40ポイント程度をその表記する内容により使い分ける。
包装	<p>可塑剤含有しない耐透明フィルムを使用する。</p>	<p>ポリエチレン系または、ポリプロピレン系で包装する。</p>

納入場所一覧

	拠点名	所在地		納入数量(帯)
		郵便番号	所在地	
1	北海道事務センター	003-8574	札幌市白石区	63
2	仙台広域事務センター	980-8461	仙台市青葉区	81
3	高崎広域事務センター	370-8533	群馬県高崎市	53
4	埼玉広域事務センター	330-8530	さいたま市浦和区	223
5	東京広域事務センター	135-8071	東京都江東区	406
6	神奈川事務センター	220-8557	横浜市西区	162
7	金沢広域事務センター	920-8626	石川県金沢市	28
8	名古屋広域事務センター	460-8565	名古屋市中区	209
9	京都事務センター	600-8389	京都市下京区	37
10	大阪広域事務センター	541-8533	大阪府中央区	222
11	兵庫事務センター	651-8514	神戸市中央区	80
12	岡山広域事務センター	700-8501	岡山市北区	33
13	広島広域事務センター	730-8602	広島市中区	44
14	高松広域事務センター	760-0017	香川県高松市	36
15	福岡広域事務センター	812-8579	福岡市博多区	186
合計				1,863

【詳細な所在地及び電話番号は、事業決定後連絡することとする】

見本

・書体はすべて明朝体
 ・当該帳票には、機械処理にてお客様氏名等を印字するため、帳票内の文書や枠線の位置は、提供したデータと全く同じとすること

差替印刷：別添5①欄

差替印刷：各年金事務所長印の印影を使用し、赤色とする

日本年金機構〇〇年金事務所長

印

国民年金未納保険料納付勧奨通知書
 （最終催告状）

年金事務所長印の印影の左端を「長」の文字に半分程度被せる

あなたの滞納している国民年金保険料は下記のとおりであり、早急に納付されるよう再三にわたり催告してきましたが、いまだに納付いただいております。

このため、下記の指定期限までに納付されない場合は、法の定める滞納処分を開始することとしたので、同封の納付書により、必ず期限までに納付してください。

滞納処分が開始されると、あなたの滞納している国民年金保険料に年14.6%の割合、納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3%（当分の間、国民年金法附則で定める割合）で延滞金が課されるほか、あなたの財産が差し押さえられる場合があります。

また、あなたに国民年金保険料の連帯納付義務者（あなたの世帯主または配偶者）がいるときは、その方の財産も滞納処分の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、当年金事務所による滞納処分等によっても進展がない場合は、厚生労働大臣を通じて滞納処分の権限を財務大臣（国税局）に委任する場合があります。

※ 既に納付済である場合は、行き違いですのでご了承くださいますとともに、その旨を下記問い合わせ先までご連絡ください。

【基礎年金番号】

【指定期限】

【滞納状況】

年度	期間	滞納月数	滞納金額	備考
合計				

上記「期間」のうち、本通知書作成日現在の「滞納月数」及び「滞納金額」を表示しています。

【問い合わせ先】

差替印刷：別添5①欄

日本年金機構〇〇年金事務所

担当課：国民年金課

所在地：東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇

電話番号：03-9999-9999

差替印刷：別添5②欄

差替印刷：別添5③・④欄

スマートフォンやパソコンの翻訳サービスを利用していろいろな国の言葉で読むことができます。



帳票管理番号：別途指示

2405 1016 003

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
1	札幌東	国民年金課	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	011-832-5394 (音声案内②→②)
2	札幌西	国民年金課	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-1	011-271-1156 (音声案内②→②)
3	札幌北	国民年金課	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12	011-717-4115 (音声案内②→②)
4	新さっぽろ	国民年金課	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	011-892-9316 (音声案内②→②)
5	函館	国民年金課	北海道函館市千代台町26-3	0138-31-9086 (音声案内②→②)
6	旭川	国民年金課	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2	0166-25-5606 (音声案内②→②)
7	釧路	国民年金課	北海道釧路市栄町9丁目9-2	0154-22-5810 (音声案内②→②)
8	室蘭	国民年金課	北海道室蘭市海岸町1-20-9	0143-24-7104 (音声案内②→②)
9	苫小牧	国民年金課	北海道苫小牧市若草町2-1-14	0144-36-6135 (音声案内②→②)
10	岩見沢	国民年金課	北海道岩見沢市9条西3	0126-25-1570 (音声案内②→②)
11	小樽	国民年金課	北海道小樽市富岡1-9-6	0134-33-5026 (音声案内②→②)
12	北見	国民年金課	北海道北見市高砂町2-21	0157-25-8703 (音声案内②→②)
13	帯広	国民年金課	北海道帯広市西1条南1	0155-25-8113 (音声案内②→②)
14	稚内	国民年金課	北海道稚内市末広4-1-28	0162-33-7011 (音声案内②→②)
15	砂川	国民年金課	北海道砂川市西4条北5丁目1-1	0125-52-2144 (音声案内②→②)
16	留萌	国民年金課	北海道留萌市大町3	0164-43-7212 (音声案内②→②)
17	青森	国民年金課	青森県青森市中央1-22-8 日進青森ビル1・2階	017-734-7495 (音声案内②→②)
18	むつ	国民年金課	青森県むつ市小川町2-7-30	0175-22-4947 (音声案内②→②)
19	八戸	国民年金課	青森県八戸市城下4-10-20	0178-44-1742 (音声案内②→②)
20	弘前	国民年金課	青森県弘前市外崎5-2-6	0172-27-1339 (音声案内②→②)
21	盛岡	国民年金課	岩手県盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階	019-623-6211 (音声案内②→②)
22	花巻	国民年金課	岩手県花巻市材木町8-8	0198-23-3351 (音声案内②→②)
23	二戸	国民年金課	岩手県二戸市福岡字川又18-16	0195-23-4111 (音声案内②→②)
24	一関	国民年金課	岩手県一関市五代町8-23	0191-23-4246 (音声案内②→②)
25	宮古	国民年金課	岩手県宮古市太田1-7-12	0193-62-1963 (音声案内②→②)
26	仙台東	国民年金課	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111 (音声案内②→②)
27	仙台南	国民年金課	宮城県仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5111 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
28	大河原	国民年金課	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111 (音声案内②→②)
29	仙台北	国民年金課	宮城県仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0891 (音声案内②→②)
30	石巻	国民年金課	宮城県石巻市中里4-7-31	0225-22-5115 (音声案内②→②)
31	古川	国民年金課	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200 (音声案内②→②)
32	秋田	国民年金課	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392 (音声案内②→②)
33	鷹巣	国民年金課	秋田県北秋田市花園町18-1	0186-62-1490 (音声案内②→②)
34	大曲	国民年金課	秋田県大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296 (音声案内②→②)
35	本荘	国民年金課	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111 (音声案内②→②)
36	山形	国民年金課	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111 (音声案内②→②)
37	寒河江	国民年金課	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	0237-84-2551 (音声案内②→②)
38	新庄	国民年金課	山形県新庄市五日町字宮内225-2	0233-22-2050 (音声案内②→②)
39	鶴岡	国民年金課	山形県鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040 (音声案内②→②)
40	米沢	国民年金課	山形県米沢市金池5-4-8	0238-22-4220 (音声案内②→②)
41	東北福島	国民年金課	福島県福島市北五老内町3-30	024-535-0141 (音声案内②→②)
42	平	国民年金課	福島県いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611 (音声案内②→②)
43	相馬	国民年金課	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172 (音声案内②→②)
44	郡山	国民年金課	福島県郡山市桑野1-3-7	024-932-3434 (音声案内②→②)
45	白河	国民年金課	福島県白河市郭内115-3	0248-27-4161 (音声案内②→②)
46	会津若松	国民年金課	福島県会津若松市追手町5-16	0242-27-5321 (音声案内②→②)
47	水戸南	国民年金課	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3278 (音声案内②→②)
48	水戸北	国民年金課	茨城県水戸市大町2-3-32	029-231-2283 (音声案内②→②)
49	土浦	国民年金課第1課・第2課	茨城県土浦市小松1-33-3 ハトリビル1・2階	029-825-1170 (音声案内②→②)
50	下館	国民年金課	茨城県筑西市菅谷1720	0296-25-0829 (音声案内②→②)
51	日立	国民年金課	茨城県日立市幸町2-10-22	0294-24-2194 (音声案内②→②)
52	宇都宮東	国民年金課	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211 (音声案内②→②)
53	宇都宮西	国民年金課	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281 (音声案内②→②)
54	大田原	国民年金課	栃木県大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
55	栃木	国民年金課	栃木県栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131 (音声案内②→②)
56	今市	国民年金課	栃木県日光市中央町17-3	0288-88-0082 (音声案内②→②)
57	前橋	国民年金課	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1706
58	桐生	国民年金課	群馬県桐生市錦町2-11-19	0277-44-2311 (音声案内②→②)
59	高崎	国民年金課	群馬県高崎市栄町10-1	027-322-4299 (音声案内②→②)
60	渋川	国民年金課	群馬県渋川市石原143-7	0279-22-1607
61	太田	国民年金課	群馬県太田市小舞木町262	0276-49-3716 (音声案内②→②)
62	浦和	国民年金第1課・第2課	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638 (音声案内②→②)
63	大宮	国民年金課	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	048-652-3399 (音声案内②→②)
64	熊谷	国民年金課	埼玉県熊谷市桜木町1-93	048-599-3233
65	川越	国民年金課	埼玉県川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階	049-242-2657 (音声案内②→②)
66	所沢	国民年金課	埼玉県所沢市上安松1152-1	04-2998-0170 (音声案内②→②)
67	春日部	国民年金課	埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	048-737-7153 (直通)
68	越谷	国民年金課	埼玉県越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシティ3階	048-960-1190 (音声案内②→②)
69	秩父	国民年金課	埼玉県秩父市上野町13-28	0494-27-6560 (音声案内②→②)
70	新潟東	国民年金課	新潟県新潟市中央区新光町1-16	025-283-1016
71	新潟西	国民年金課	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008 (音声案内②→②)
72	長岡	国民年金課	新潟県長岡市台町2-9-17	0258-88-0003
73	上越	国民年金課	新潟県上越市西城町3-11-19	025-524-4112
74	柏崎	国民年金課	新潟県柏崎市幸町3-28	0257-38-0568 (音声案内②→②)
75	三条	国民年金課	新潟県三条市興野3-2-3	0256-32-2239
76	新発田	国民年金課	新潟県新発田市新富町1-1-24	0254-23-2128 (音声案内②→②)
77	六日町	国民年金課	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	025-716-0008 (音声案内②→②)
78	長野南	国民年金課	長野県長野市岡田町126-10	026-227-1287
79	岡谷	国民年金課	長野県岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661 (音声案内②→②)
80	伊那	国民年金課	長野県伊那市山寺1499-3	0265-76-2301 (音声案内②→②)
81	飯田	国民年金課	長野県飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
82	松本	国民年金課	長野県松本市鎌田2-8-37	0263-25-8102
83	小諸	国民年金課	長野県小諸市田町2-3-5	0267-22-1482
84	千葉	国民年金第2課	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320 (音声案内②→②)
85	幕張	国民年金第2課	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-0218
86	船橋	国民年金課	千葉県船橋市市場4-16-1	047-424-0545
87	市川	国民年金課	千葉県市川市市川1-3-18 京成市川ビル3階	047-704-1177 (音声案内②→②)
88	松戸	国民年金第1課・第2課	千葉県松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517 (音声案内②→②)
89	木更津	国民年金課	千葉県木更津市新田3-4-31	0438-23-7616 (音声案内②→②)
90	佐原	国民年金課	千葉県香取市佐原口2116-1	0478-54-1442 (音声案内②→②)
91	千代田	国民年金課	東京都千代田区三番町22	03-3265-4381 (音声案内②→②)
92	中央	国民年金課	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階	03-3543-1411 (音声案内②→②)
93	港	国民年金課	東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館	03-5401-3211 (音声案内②→②)
94	新宿	国民年金課	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル(3階~8階)	03-3354-5048 (音声案内②→②)
95	杉並	国民年金課	東京都杉並区高円寺南2-54-9	03-3312-1511 (音声案内②→②)
96	中野	国民年金課	東京都中野区中野2-4-25	03-3380-6111 (音声案内②→②)
97	上野	国民年金課	東京都台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル	03-3824-2511 (音声案内②→②)
98	文京	国民年金課	東京都文京区千石1-6-15	03-3945-1141 (音声案内②→②)
99	墨田	国民年金課	東京都墨田区立川3-8-12	03-3631-3111 (音声案内②→②)
100	江東	国民年金課	東京都江東区亀戸5-16-9	03-3683-1231 (音声案内②→②)
101	江戸川	国民年金課	東京都江戸川区中央3-4-24	03-3652-5106 (音声案内②→②)
102	品川	国民年金課	東京都品川区大崎5-1-5 高德ビル2階	03-3494-7831 (音声案内②→②)
103	大田	国民年金課	東京都大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141 (音声案内②→②)
104	渋谷	国民年金課	東京都渋谷区神南1-12-1	03-3462-1241 (音声案内②→②)
105	目黒	国民年金課	東京都目黒区上目黒1-12-4	03-3770-6421 (音声案内②→②)
106	世田谷	国民年金課	東京都世田谷区世田谷1-30-12	03-6844-3871 (音声案内②→②)
107	池袋	国民年金課	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	03-3988-6011 (音声案内②→②)
108	北	国民年金課	東京都北区上十条1-1-10	03-3905-1011 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
109	板橋	国民年金課	東京都板橋区板橋1-47-4	03-3962-1481 (音声案内②→②)
110	練馬	国民年金課	東京都練馬区石神井町4-27-37	03-3904-5491 (音声案内②→②)
111	足立	国民年金課	東京都足立区綾瀬2-17-9	03-3604-0111 (音声案内②→②)
112	荒川	国民年金課	東京都荒川区東尾久5-11-6	03-3800-9151 (音声案内②→②)
113	葛飾	国民年金課	東京都葛飾区立石3-7-3	03-3695-2181 (音声案内②→②)
114	立川	国民年金課	東京都立川市錦町2-12-10	042-523-0352 (音声案内②→②)
115	青梅	国民年金課	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410 (音声案内②→②)
116	八王子	国民年金課	東京都八王子市南新町4-1	042-626-3511 (音声案内②→②)
117	武蔵野	国民年金課	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	0422-56-1411 (音声案内②→②)
118	府中	国民年金課	東京都府中市府中町2-12-2	042-361-1011 (音声案内②→②)
119	鶴見	国民年金課	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641 (音声案内②→②)
120	港北	国民年金課	神奈川県横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888 (音声案内②→②)
121	横浜中	国民年金課	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	045-641-7501 (音声案内②→②)
122	横浜西	国民年金課	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウェルストン1ビル2階	045-820-6655
123	横浜南	国民年金課	神奈川県横浜市南区宿町2-51	045-742-5511 (音声案内②→②)
124	川崎	国民年金課	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181 (音声案内②→②)
125	高津	国民年金課	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	044-888-4953
126	平塚	国民年金課	神奈川県平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515
127	厚木	国民年金課	神奈川県厚木市栄町1-10-3	046-223-7171 (音声案内②→②)
128	相模原	国民年金課	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101 (音声案内②→②)
129	小田原	国民年金課	神奈川県小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391 (音声案内②→②)
130	横須賀	国民年金課	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 F l o s 横須賀	046-827-1251 (音声案内②→②)
131	藤沢	国民年金課	神奈川県藤沢市藤沢1018	0466-50-1151 (音声案内②→②)
132	甲府	国民年金課	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431 (音声案内②→②)
133	竜王	国民年金課	山梨県甲斐市名取347-3	055-260-7277
134	大月	国民年金課	山梨県大月市大月町花咲1602-1	0554-22-3811 (音声案内②→②)
135	富山	国民年金課	富山県富山市牛島新町7-1	076-441-3926 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
136	高岡	国民年金課	富山県高岡市中川園町11-20	0766-21-4180 (音声案内②→②)
137	魚津	国民年金課	富山県魚津市本江1683-7	0765-24-5153 (音声案内②→②)
138	砺波	国民年金課	富山県砺波市豊町2-2-12	0763-33-1725 (音声案内②→②)
139	金沢南	国民年金課	石川県金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311 (音声案内②→②)
140	金沢北	国民年金課	石川県金沢市三社町1-43	076-233-2021 (音声案内②→②)
141	小松	国民年金課	石川県小松市小馬出町3-1	0761-24-1791 (音声案内②→②)
142	七尾	国民年金課	石川県七尾市藤橋町西部22-3	0767-53-6511 (音声案内②→②)
143	岐阜南	国民年金課	岐阜県岐阜市市橋2-1-15	058-273-6161 (音声案内②→②)
144	岐阜北	国民年金課	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364 (音声案内②→②)
145	多治見	国民年金課	岐阜県多治見市小田町4-8-3	0572-22-0255 (音声案内②→②)
146	大垣	国民年金課	岐阜県大垣市八島町114-2	0584-78-5166 (音声案内②→②)
147	美濃加茂	国民年金課	岐阜県美濃加茂市太田町2910-9	0574-25-8181 (音声案内②→②)
148	高山	国民年金課	岐阜県高山市花岡町3-6-12	0577-32-6111 (音声案内②→②)
149	静岡	国民年金課	静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054-203-3707 (音声案内②→②)
150	清水	国民年金課	静岡県静岡市清水区巴町4-1	054-353-2233 (音声案内②→②)
151	浜松東	国民年金課	静岡県浜松市中央区天龍川町188	053-421-0192 (音声案内②→②)
152	浜松西	国民年金課	静岡県浜松市中央区高町302-1	053-456-8511 (音声案内②→②)
153	沼津	国民年金課	静岡県沼津市日の出町1-40	055-921-2201 (音声案内②→②)
154	三島	国民年金課	静岡県三島市寿町9-44	055-973-1166 (音声案内②→②)
155	島田	国民年金課	静岡県島田市柳町1-1	0547-36-2211 (音声案内②→②)
156	掛川	国民年金課	静岡県掛川市久保1-19-8	0537-21-5524 (音声案内②→②)
157	富士	国民年金課	静岡県富士市横割3-5-33	0545-61-1900 (音声案内②→②)
158	大曽根	国民年金課	愛知県名古屋市中区東大曽根町28-1	052-935-3344 (音声案内②→②)
159	中村	国民年金課	愛知県名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200 (音声案内②→②)
160	鶴舞	国民年金課	愛知県名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2558
161	熱田	国民年金課	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263 (音声案内②→②)
162	笠寺	国民年金課	愛知県名古屋市中区南區柵下町3-21	052-822-2512 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
163	昭和	国民年金課	愛知県名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463 (音声案内②→②)
164	名古屋西	国民年金課	愛知県名古屋市西區城西1-6-16	052-524-6855 (音声案内②→②)
165	名古屋北	国民年金課	愛知県名古屋市北区清水5-6-25	052-912-1213 (音声案内②→②)
166	豊橋	国民年金課	愛知県豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111 (音声案内②→②)
167	岡崎	国民年金課	愛知県岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637 (音声案内②→②)
168	一宮	国民年金課	愛知県一宮市新生4-7-13	0586-45-1415
169	瀬戸	国民年金課	愛知県瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412 (音声案内②→②)
170	半田	国民年金課	愛知県半田市西新町1-1	0569-21-2375 (音声案内②→②)
171	豊川	国民年金課	愛知県豊川市金屋町32	0533-89-4042 (音声案内②→②)
172	刈谷	国民年金課	愛知県刈谷市寿町1-401	0566-21-2110 (音声案内②→②)
173	豊田	国民年金課	愛知県豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123 (音声案内②→②)
174	津	国民年金課	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112 (音声案内②→②)
175	四日市	国民年金課	三重県四日市市十七軒町17-23	059-353-5515 (音声案内②→②)
176	松阪	国民年金課	三重県松阪市宮町17-3	0598-51-5115 (音声案内②→②)
177	伊勢	国民年金課	三重県伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3601 (音声案内②→②)
178	尾鷲	国民年金課	三重県尾鷲市林町2-23	0597-22-2340 (音声案内②→②)
179	武生	国民年金課	福井県越前市新町5-2-11	0778-23-1126 (音声案内②→②)
180	福井	国民年金課	福井県福井市手寄2-1-34	0776-23-4518 (音声案内②→②)
181	敦賀	国民年金課	福井県敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904 (音声案内②→②)
182	大津	国民年金課	滋賀県大津市打出浜13-5	077-521-1126 (音声案内②→②)
183	草津	国民年金課	滋賀県草津市西洪川1-16-35	077-567-2220 (音声案内②→②)
184	彦根	国民年金課	滋賀県彦根市外町169-6	0749-23-1112 (音声案内②→②)
185	上京	国民年金課	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165 (音声案内②→②)
186	舞鶴	国民年金課	京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165 (音声案内②→②)
187	中京	国民年金課	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町287	075-251-1165 (音声案内②→②)
188	下京	国民年金課	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	075-341-1165 (音声案内②→②)
189	京都南	国民年金課	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
190	京都西	国民年金課	京都府京都市右京区西京極南大入町8-1	075-323-1170 (音声案内②→②)
191	天満	国民年金課	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	06-6356-5511 (音声案内②→②)
192	福島	国民年金課	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	06-6458-1855 (音声案内②→②)
193	大手前	国民年金課	大阪府中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階	06-6271-7301 (音声案内②→②)
194	堀江	国民年金課	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	06-6531-5241 (音声案内②→②)
195	市岡	国民年金課	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	06-6571-5031 (音声案内②→②)
196	天王寺	国民年金課	大阪府大阪市天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531 (音声案内②→②)
197	平野	国民年金課	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331 (音声案内②→②)
198	難波	国民年金課	大阪府大阪市浪速区敷津東1-6-16	06-6633-1231 (音声案内②→②)
199	玉出	国民年金課	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	06-6682-3311 (音声案内②→②)
200	淀川	国民年金課	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	06-6305-1881 (音声案内②→②)
201	今里	国民年金課	大阪府大阪市東成区大今里西2-1-8	06-6972-0161 (音声案内②→②)
202	城東	国民年金課	大阪府大阪市城東区中央1-8-19	06-6932-1161 (音声案内②→②)
203	貝塚	国民年金課	大阪府貝塚市海塚二丁目8番3号	072-431-1122 (音声案内②→②)
204	堺東	国民年金課	大阪府堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101 (音声案内②→②)
205	堺西	国民年金課	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900 (音声案内②→②)
206	東大阪	国民年金課	大阪府東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001 (音声案内②→②)
207	八尾	国民年金課	大阪府八尾市桜ヶ丘1-65	072-996-7711 (音声案内②→②)
208	吹田	国民年金課	大阪府吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401 (音声案内②→②)
209	豊中	国民年金課	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831 (音声案内②→②)
210	守口	国民年金課	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031 (音声案内②→②)
211	枚方	国民年金課	大阪府枚方市新町2-2-8	072-846-5011 (音声案内②→②)
212	三宮	国民年金課	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793 (音声案内②→②)
213	須磨	国民年金課	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-12	078-731-4797 (音声案内②→②)
214	東灘	国民年金課	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	078-811-8475 (音声案内②→②)
215	兵庫	国民年金課	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0294 (音声案内②→②)
216	姫路	国民年金課	兵庫県姫路市北条1-250	079-224-6382 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
217	尼崎	国民年金課	兵庫県尼崎市東難波町2-17-55	06-6482-4591 (音声案内②→②)
218	明石	国民年金課	兵庫県明石市鷹匠町12-12	078-912-4933
219	西宮	国民年金課	兵庫県西宮市津門大塚町8-26	0798-33-2944 (音声案内②→②)
220	豊岡	国民年金課	兵庫県豊岡市泉町4-20	0796-22-0948 (音声案内②→②)
221	加古川	国民年金課	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740 (音声案内②→②)
222	奈良	国民年金課	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371 (音声案内②→②)
223	大和高田	国民年金課	奈良県大和高田市幸町5-11	0745-22-3531 (音声案内②→②)
224	桜井	国民年金課	奈良県桜井市大字谷88-1	0744-42-0033 (音声案内②→②)
225	和歌山東	国民年金課	和歌山県和歌山市太田3-3-9	073-474-1841 (音声案内②→②)
226	和歌山西	国民年金課	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660 (音声案内②→②)
227	田辺	国民年金課	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432 (音声案内②→②)
228	鳥取	国民年金課	鳥取県鳥取市扇町176	0857-27-8311 (音声案内②→②)
229	倉吉	国民年金課	鳥取県倉吉市山根619-1	0858-26-5311 (音声案内②→②)
230	米子	国民年金課	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111 (音声案内②→②)
231	松江	国民年金課	島根県松江市東朝日町107	0852-23-9540 (音声案内②→②)
232	出雲	国民年金課	島根県出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0045 (音声案内②→②)
233	浜田	国民年金課	島根県浜田市原井町908-26	0855-22-0670 (音声案内②→②)
234	岡山東	国民年金課	岡山県岡山市中区国富228	086-270-7925 (音声案内②→②)
235	岡山西	国民年金課	岡山県岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163 (音声案内②→②)
236	倉敷東	国民年金課	岡山県倉敷市老松町3-14-22	086-423-6150 (音声案内②→②)
237	倉敷西	国民年金課	岡山県倉敷市玉島1952-1	086-523-6395 (音声案内②→②)
238	津山	国民年金課	岡山県津山市田町112-5	0868-31-2360 (音声案内②→②)
239	高梁	国民年金課	岡山県高梁市旭町1393-5	0866-21-0570 (音声案内②→②)
240	広島東	国民年金課	広島県広島市中区基町1-27	082-228-3131 (音声案内②→②)
241	広島西	国民年金課	広島県広島市西区商工センター2-6-1 NTTドコモソリューションズ広島ビル1階	082-535-1505 (音声案内②→②)
242	三次	国民年金課	広島県三次市十日市東3-16-8	0824-62-3107 (音声案内②→②)
243	広島南	国民年金課	広島県広島市南区皆実町1-4-35	082-253-7710 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
244	福山	国民年金課	広島県福山市旭町1-6	084-924-2181 (音声案内②→②)
245	呉	国民年金課	広島県呉市宝町2-11	0823-22-1691 (音声案内②→②)
246	三原	国民年金課	広島県三原市円一町2-4-2	0848-63-4111 (音声案内②→②)
247	備後府中	国民年金課	広島県府中市府中町736-2	0847-41-7421 (音声案内②→②)
248	山口	国民年金課	山口県山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660 (音声案内②→②)
249	下関	国民年金課	山口県下関市上新地町3-4-5	083-238-0071
250	徳山	国民年金課	山口県周南市新宿通5-1-8	0834-31-2152 (音声案内②→②)
251	宇部	国民年金課	山口県宇部市港町一丁目3番7号	0836-48-0021
252	岩国	国民年金課	山口県岩国市立石町1-8-7	0827-24-2222 (音声案内②→②)
253	萩	国民年金課	山口県萩市江向323-1	0838-24-2158 (音声案内②→②)
254	徳島南	国民年金課	徳島県徳島市山城西4-45	088-652-1511 (音声案内②→②)
255	徳島北	国民年金課	徳島県徳島市佐古三番町12-8	088-655-0200 (音声案内②→②)
256	阿波半田	国民年金課	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	0883-62-5350 (音声案内②→②)
257	高松東	国民年金課	香川県高松市塩上町3-11-1	087-861-3866
258	高松西	国民年金課	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840 (音声案内②→②)
259	善通寺	国民年金課	香川県善通寺市文京町2-9-1	0877-62-1662 (音声案内②→②)
260	松山東	国民年金課	愛媛県松山市朝生田町1-1-23	089-946-2146 (音声案内②→②)
261	松山西	国民年金課	愛媛県松山市南江戸3-4-8	089-925-5105 (音声案内②→②)
262	新居浜	国民年金課	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1368
263	今治	国民年金課	愛媛県今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141 (音声案内②→②)
264	宇和島	国民年金課	愛媛県宇和島市天神町4-43	0895-22-5344
265	高知西	国民年金課	高知県高知市旭町3-70-1	088-875-1717 (音声案内②→②)
266	南国	国民年金課	高知県南国市大桶甲1214-6	088-864-1111 (音声案内②→②)
267	幡多	国民年金課	高知県四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616 (音声案内②→②)
268	東福岡	国民年金課	福岡県福岡市東区馬出3-12-32	092-651-7967 (音声案内②→②)
269	博多	国民年金課	福岡市博多区博多駅前3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階	092-474-0012 (音声案内②→②)
270	中福岡	国民年金課	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	092-751-1232 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
271	西福岡	国民年金課	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	092-883-9962 (音声案内②→②)
272	南福岡	国民年金課	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112 (音声案内②→②)
273	久留米	国民年金課	福岡県久留米市諏訪野町2401	0942-33-6206
274	小倉南	国民年金課	福岡県北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8873 (音声案内②→②)
275	小倉北	国民年金課	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	093-583-1137
276	直方	国民年金課	福岡県直方市知古1-8-1	0949-22-0891 (音声案内②→②)
277	八幡	国民年金課	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	093-631-7962 (音声案内②→②)
278	大牟田	国民年金課	福岡県大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294 (音声案内②→②)
279	佐賀	国民年金課	佐賀県佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191 (音声案内②→②)
280	唐津	国民年金課	佐賀県唐津市千代田町2565	0955-72-5163
281	武雄	国民年金課	佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-6	0954-23-0121 (音声案内②→②)
282	長崎南	国民年金課	長崎県長崎市金屋町3-1	095-825-8705 (音声案内②→②)
283	佐世保	国民年金課	長崎県佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189 (音声案内②→②)
284	諫早	国民年金課	長崎県諫早市栄田町47-39	0957-25-1662 (音声案内②→②)
285	熊本東	国民年金課	熊本県熊本市東区東町4-6-41	096-367-8144 (音声案内②→②)
286	熊本西	国民年金課	熊本県熊本市中央区千葉城町2-37	096-353-0142 (音声案内②→②)
287	八代	国民年金課	熊本県八代市萩原町2-11-41	0965-35-6143
288	本渡	国民年金課	熊本県天草市東町2-21	0969-24-2154
289	玉名	国民年金課	熊本県玉名市松木11-4	0968-74-1612 (音声案内②→②)
290	大分	国民年金課	大分県大分市東津留2-18-15	097-552-1211 (音声案内②→②)
291	日田	国民年金課	大分県日田市淡窓1丁目2番75号	0973-22-6174 (音声案内②→②)
292	別府	国民年金課	大分県別府市西野口町2-41	0977-22-5111 (音声案内②→②)
293	佐伯	国民年金課	大分県佐伯市女島二丁目9029-5	0972-22-1970 (音声案内②→②)
294	宮崎	国民年金課	宮崎県宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111 (音声案内②→②)
295	高鍋	国民年金課	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111 (音声案内②→②)
296	延岡	国民年金課	宮崎県延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424 (音声案内②→②)
297	都城	国民年金課	宮崎県都城市一万城町71-1	0986-23-2571 (音声案内②→②)

記載事項一覧

項番	①年金事務所名	②担当課	③所在地	④電話番号
298	鹿児島南	国民年金課	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25	099-251-3111 (音声案内②→②)
299	鹿児島北	国民年金課	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311 (音声案内②→②)
300	川内	国民年金課	鹿児島県薩摩川内市平佐町2223	0996-22-5276 (音声案内②→②)
301	加治木	国民年金課	鹿児島県始良市加治木町諏訪町113	0995-62-3511 (音声案内②→②)
302	鹿屋	国民年金課	鹿児島県鹿屋市寿3-8-19	0994-42-5121 (音声案内②→②)
303	奄美大島	国民年金課	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	0997-52-4341 (音声案内②→②)
304	那覇	国民年金課	沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1111 (音声案内②→②)
305	浦添	国民年金課	沖縄県浦添市内間3-3-25	098-877-0343 (音声案内②→②)
306	コザ	国民年金課	沖縄県沖縄市胡屋2-2-52	098-933-2267 (音声案内②→②)
307	名護	国民年金課	沖縄県名護市東江1-9-19	0980-52-2522 (音声案内②→②)
308	平良	国民年金課	沖縄県宮古島市平良下里791	0980-72-3650 (音声案内②→②)
309	石垣	国民年金課	沖縄県石垣市登野城55-3	0980-82-9211 (音声案内②→②)

請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構を甲とし、〇〇〇〇を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）の作成及び発送
186,300枚
契約金額 _____円（うち消費税等額_____円）
契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。
2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。
履行期限：令和8年6月17日（仕様書等のとおり）
納品場所：仕様書等のとおり

（秘密の保持等）

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

- 第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。
- 2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

- 第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

- 第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不相当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不相当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

- 第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

- 第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となつた場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となつた成果物を引き取るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があつた場合は、甲の指定する期限

内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

- 3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額(単価)について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物(以下「合格物品等」という。)の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限る、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。

- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
 - 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

- 第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に都度請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

- 第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲が出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに

質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

(1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作人格権を行使しない。

(2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。

(3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面を取り付けなければならない。

(4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(履行不能等の通知)

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1

項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検され

たとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
 - 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
 - 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
 - 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可

抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

- 第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(契約不適合責任)

- 第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができな

い場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 福嶋 清 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）の作成及び発送

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。